

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

愛媛厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年12月20日の標準賞与額に係る記録を45万8,000円に、17年12月20日の標準賞与額に係る記録を45万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年12月20日

A社から支給された賞与について、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、平成16年12月20日は45万8,000円、17年12月20日は45万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月は2万2,000円、同年2月は1万8,000円、同年3月及び同年4月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から同年5月1日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間当時の給料明細書を保管しており、A社に継続して勤務していたことは確かなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料明細書、同僚から提出されたA社B営業所の給与台帳及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和41年5月21日であるが、申立人が保管する辞令書及び昇給通知書によると、申立期間当時、同事業所はA社の直属の組織であったことが確認できることから、申立人は同社において厚生年金保険に加入していたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料明細書及び給与台帳において確認できる報酬月額から、昭和40年1月は2万2,000円、同年2

月は1万8,000円、同年3月及び同年4月は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

愛媛厚生年金 事案 1013（事案 271 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 3 日から 37 年 8 月 15 日まで

前回の申立て以後、A社に勤務していた期間より前の期間について、別の事業所における厚生年金保険の加入記録が判明し、当該期間は、脱退手当金が未請求となっていることが分かった。

申立期間に係る脱退手当金を請求及び受給した記憶は無く、当該期間のみ脱退手当金を請求することは考えられない上、連絡が取れた同僚も脱退手当金を受給していないと証言しているので、再調査を行い、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に勤務していた期間より前の期間について、別の事業所における厚生年金保険の加入記録が判明し、当該期間は、脱退手当金が未請求となっている上、連絡が取れた同僚も脱退手当金を受給していないと

証言しているので、再調査してほしい旨申し立てしているところ、未請求期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る同記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえ、当該同僚から聴取しても、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な証言を得ることができない。

また、今回の再申立てを受けた調査により、新たに脱退手当金支給整理簿が確認できたところ、当該整理簿には、申立期間に係る脱退手当金の裁定請求に関する記載があり、支給金額がオンライン記録と一致しているとともに、裁定年月日（昭和 38 年 10 月 23 日）は、支給決定日（同年 11 月 27 日）と近接しているほか、当該整理簿の受付番号（*）が申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄に記載された番号と一致しているなど、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、申立ての内容が社会通念に照らし、明らかに不合理ではなく、一応確からしいこととされている。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案は、保存期間が経過して、これらの書面等は現存しておらず、それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答したことが記録されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。